

著作権法の動向

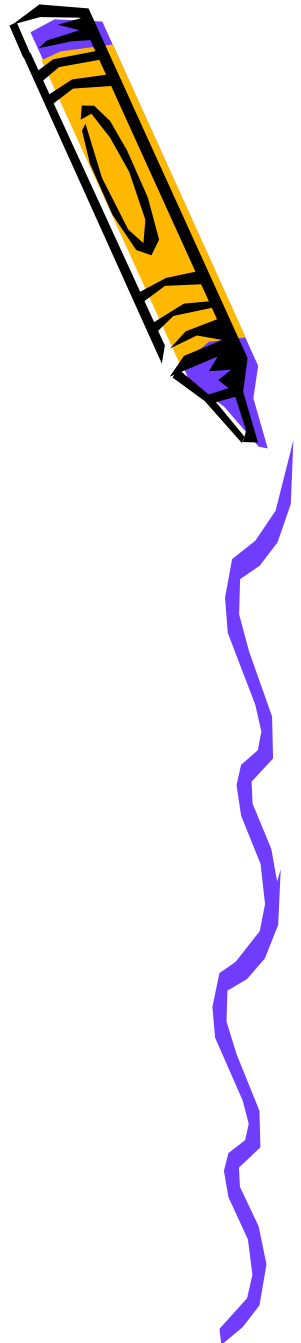
九州大学附属図書館特別研究員

黒澤 節男



はじめに

- 図書館職員にとって著作権とは
- 著作権を学ぶ必要性
- 文化・学術研究の発展に寄与



図書館サービスと著作権の 係わり(1)



- 1) 利用者への複写サービス、資料の保存のための複写、
点字・録音サービス、パソコンからのダウンロード、
チラシ等へのキャラクターの図柄の掲載

複製権

- 2) レコード・CDコンサートの開催

演奏権

- 3) 映画・ビデオ・DVDの上映会の開催

上映権

- 4) ファクシミリによる文献送付、図書館ホームページへの
他人の著作物の掲載

公衆送信権



図書館サービスと著作権の 係わり(2)



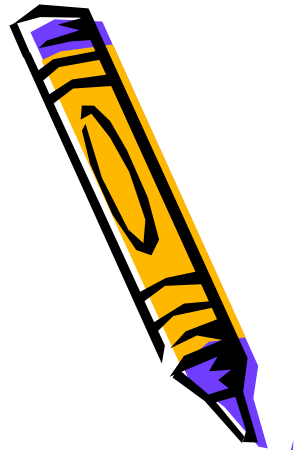
- | | |
|-------------------|-----|
| 5) 対面朗読、お話会の開催 | 口述権 |
| 6) 絵画等の展示会 | 展示権 |
| 7) 本やCDの貸与 | 貸与権 |
| 8) ビデオ・DVDの館外貸出 | 頒布権 |
| 9) 翻訳サービス、講演の要約作成 | |

翻訳・翻案権



著作権法の制定

- 旧著作権法は明治32年(1899年)
- 現行著作権法は昭和45年(1970年)



旧法と現行法との相違点

著作権と著作者人格権を峻別

原則的保護期間 死後30年 50年

著作権の制限規定を詳細に規定

実演家等に著作隣接権制度を導入

罰則の強化



その後の主な改正点

- 1984 : 貸与権創設
- 1885 : プログラムの保護規定
- 1886 : データベースの保護規定
- 1992 : 私的複製に補償金制度導入
- 1997 : インタラクティブ送信に係る権利創設



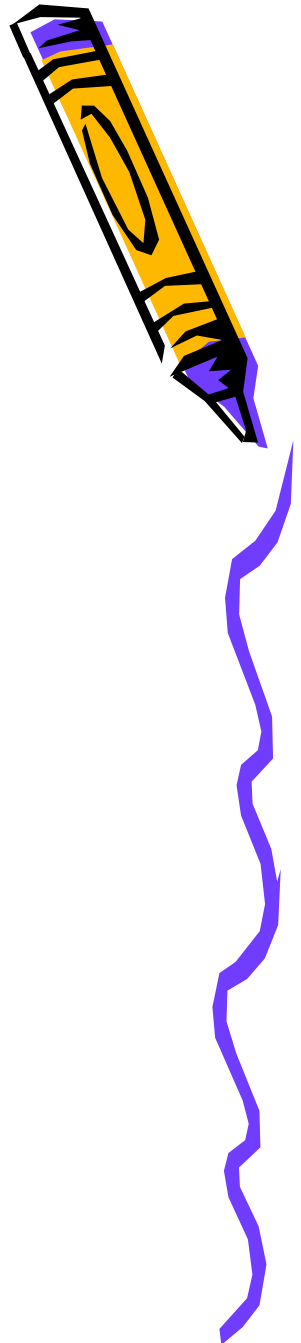
2003年の著作権法改正

- 映画の保護期間の延長 50年 70年
- 教育に係る権利制限の拡大
- 侵害に対する司法救済の充実



2004年の著作権法改正

- 音楽レコードの還流防止措置
- 書籍・雑誌の貸与権の付与
- 罰則の強化





図書館関係で「いま」問題になっていること(1)

- 第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることについて





図書館関係で「いま」問題になっていること(2)

- 図書館等においてファクシミリ、電子メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて



図書館関係で「いま」問題になっていること(3)

- 図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報を端末プリントアウトすることについて

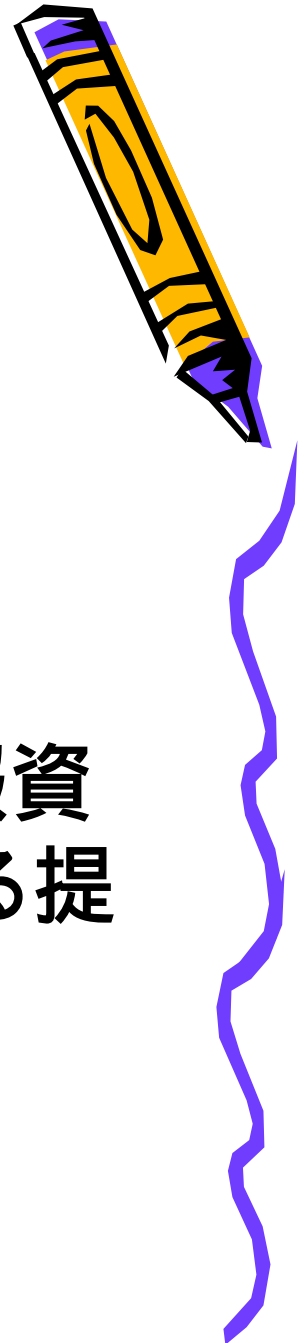




図書館関係で「いま」問題になっていること(4)

- 「再生手段」の入手が困難である図書館資料の保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて





図書館関係で「いま」問題になっていること(5)

- 図書館等における、官公庁作成の広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供について



図書館関係で「いま」問題になっていること(6)

- 著作権法第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視聴覚障害者情報提供施設に限定しないこと、読書に障害を持つ人の利用のため公衆送信を認めることについて





その他の図書館関係の問題

(法改正の方向で)

- 映画・ビデオの上映 範囲を学校の授業等に限定すること
- 図書館資料の貸出に補償金を課すこと

(意思表示システムで)

- 入手困難な図書館資料の全部複製
- 公共図書館でも自由に録音ができるように



当事者間で協議すべきこと

- 公衆用に供するコピー機を利用した私的
使用のための複製は制限規定から除外
- 商業目的の「調査研究」のための複製は
制限規定から除外
- 図書館における複製に補償金を課す

(04年1月分

科会報告)



著作権法に関する今後の 検討課題(基本問題)

- 私的録音録画補償金制度の見直し
- 権利制限の見直し
- 私的使用目的の複製の見直し
- 保護期間の見直し
- 政令等への委任
- 表現・用語の整理等(05年1月分科会報告)

